

## Vol.4 静岡県弁護士会通信

裁判  
弁護士をもっと  
身近な存在に

静岡県弁護士会  
〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80  
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522  
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/

発行 2010(平成22)年 秋号



## ご挨拶

静岡県弁護士会

会長 伊東哲夫



今年度の県弁会長を務めてから6ヶ月になりました。昨年は、裁判員裁判の開始、被疑者国選弁護人制度の本格的な実施の年になりました。平成2年5月の日本弁護士連合会定期総会で採択された「司法改革に関する宣言」から始まった一連の司法改革が一応の区切りを迎えました。ところが、この司法改革にもすでに綻びが生じております。その中で日弁連が今一番に取組んでいるのが司法修習生の給費制の廃止の問題です。戦後、日本が法治国家、法の支配の確立されている社会になるためには、司法権に携わる裁判官、検察官及び弁護士を国民自らがその負担で育成していくことこそ肝要との理念の下に司法修習制度と修習生の給費制が昭和22年から始まりました。ところが、国は、司法改革による法曹人口を増員する以上給費制を維持すると国家にとって財政負担が重くなりすぎるという理由で63年間続いた給費制を今年11月から廃止しようとしています。

そこで、弁護士会としては、給費制の廃止は前述の法治国家の理念の放棄であるばかりか、法科大学院修了を条件とする現在の法曹養成制度からして、法曹を志す者にとって大きな経済的負担を強いることになり、必ずしも経済的に恵まれない若者を司法から遠ざける結果になってしまふ、逆に言えば裕福な子女しか法曹になれないことになってしまうことから反対しているのです。この反対を國民に訴え、そして國を動かすために全国各地

において市民集会、デモ、署名活動を弁護士会は実施しております。

当会も本年6月10日に街頭でのビラ配り、7月24日には静岡市内での市民集会を実施しました。

そして、日々、署名活動をしております。

11月まで時間はわずかです。どうか、当会の会員である弁護士各位は将来の司法のため、法曹を志す若者のために一層のご協力、ご尽力をお願いします。そして、市民の皆様、司法は国民の権利擁護の最後の砦ですので、良質な司法を守るために是非この問題にご理解いただき、この運動にお力を貸しくださるようお願いいたします。

司法修習生の給費制の問題は、急務であるため冒頭で取り上げましたが、本年度の当会の取り組みとして、その他に

- ① 裁判員裁判の検証と弁護活動の充実
- ② 取調可視化の実現
- ③ 裁判官増員のための取り組み
- ④ 新人を始めとする弁護士研修制度の充実
- ⑤ 国選付添人制度の定着、発展
- ⑥ 隣接士業問題への対応

の各事業を掲げ、実施しております。

もちろん、平年通り、消費者問題、多重債務問題、高齢者・障害者問題、労使問題等の市民のための活動も日々行っておりますので、どうぞ安心下さい。

# 被害者のために弁護士ができるここと～1人で悩まずご相談下さい

静岡県弁護士会では、犯罪の被害に遭われた方やご家族からの  
ご相談をうけ、法的サポートを行なっています



## I 被害者相談の実施 (初回相談料は無料)

弁護士会では、犯罪被害に遭われた方のための相談を行なっています。被害者が利用できる法的手続、加害者に対する損害賠償請求等についてアドバイスをします。

## II 被害回復のためのサポート

- 経済的被害を回復するための手続についてご相談にのり、アドバイスをします。
- 加害者等に対し、損害賠償請求を行なったり、示談交渉を代理したりします。
- 損害賠償命令や民事裁判を被害者の代理人となって行ないます。

### Q 損害賠償命令って何？

→ 一定の犯罪の被害者やその遺族からの申立により、刑事裁判手続終了後、刑事裁判所が引き続き損害賠償についても審理・判断をする制度です。民事裁判は、被害者にとって、費用がかかりたり、手續が煩雑だったりと負担の大きいものでしたが、損害賠償命令制度は、被害者の方の負担を軽減するために簡単・迅速な手續となっています。

### Q 損害賠償命令の費用はかかりますか？

→ 申立費用は、一律2000円で、費用も負担とならないようになっています。

### Q 弁護士に手続を頼みたいのですが？

その場合の弁護士費用は？

→もちろん、弁護士に手続を依頼することができます。経済的に余裕のない被害者の方は、法テラスによる民事法律扶助（法テラスにおいて弁護士費用を立て替える制度）の利用が可能です。ご相談下さい。



## III 刑事手続におけるサポート

- 加害者に対する告訴・告発等のご相談にのります。
- 捜査や裁判の仕組み・流れについて説明し、状況を確認・報告します。
- 示談交渉等において、加害者や加害者の弁護人に対応します。
- 裁判の記録や判決の取り寄せを行ないます。
- マスコミの報道に対し様々な要請をしたり、マスコミに対応したりします。
- **被害者参加制度**  
参加される被害者の方から委託を受け、被害者の方のために刑事裁判において活動します。

### Q 被害者参加制度って何？

→ 一定の犯罪の被害者やその遺族が、裁判所の決定により、刑事裁判に出席し、被告人に対し質問を行なうなど、刑事裁判に被害者が直接参加できる制度です。

### Q 被害者が刑事裁判に参加すると何ができるの？

- ① 刑事裁判に出席できます（参加しない被害者の方でも傍聴は可能です）。
- ② 証人に質問ができます（質問内容には一定の制限があります）。
- ③ 被告人に質問ができます（質問内容には一定の制限があります）。
- ④ 被害者として意見を述べることができます。

### Q 手續が難しそうで、よくわからないのですが？

→ 刑事裁判に参加される被害者の方は、弁護士を選任し、弁護士とともに上記の行為をすることができます。そのような活動をする弁護士を被害者参加委託弁護士といいます。

### Q 弁護士費用が心配ですが？

→ 経済的に余裕のない被害者参加入の方は、被害者参加入のための国選弁護制度が利用できます。

# 私たちちは、司法修習生への給与の継続支給を求める！

司法修習生への給与が今年（2010年）の11月に打ち切られます。

司法試験に合格しても、すぐに裁判官や検察官、弁護士になれるわけではありません。最高裁判所に司法修習生として採用され、司法研修所や現場での実務など1年間の研修に専念し、修了後の試験に合格しなければ法曹資格を得ることはできません。研修は平日にフルタイムで行われ、その期間は副業やアルバイトは禁止されています。

このため、これまで司法修習生に対して国から国家公務員の大学卒初任給相当額の生活費が給付されてきました。

しかし2004年に裁判所法が改定され、本年11月からこの給費制（給与）が廃止され、生活費等が必要な修習生には最高裁判所が一定金額を貸し付ける「貸与制」に変更されることになりました。

## 給費制の存続で市民のための法律家育成を！

私たちは、この制度変更には以下のように様々な問題があると考えています。単に法律家だけの問題ではなく、私たち市民の問題でもあるのです。

### ●1年間フル拘束でアルバイトも禁止！

それでも「無給」？

会社に就職すれば、新人研修中や試用期間であっても給与が支給されます。たとえ戦力にならなくても、その人の人生（時間）を拘束している以上、当然のことです。司法修習生であっても同じはずです。

修習をうけなければ法曹資格は取得できません。研修期間中とは言え、1年間フルタイムで拘束しアルバイトも禁止しておきながら、「無給」とはひどすぎます。

### ●お金がないと法律家になれないの？

現在でも法曹志望者は、法科大学院（ロースクール）の高額な学費と生活費を工面するため、多額の借金を抱えて苦しんでいます。

日弁連が2009年11月に実施したアンケート調査によると、司法修習生の半数以上が借金を抱え、その平均額は318万円、最高額は1200万円という衝撃的な実態が明らかになっています。

貸与制になれば、さらに約300万円の借金が上積みされることになります。これでは、志をもった優秀な若者たちが、家庭の経済的な事情で法律家への夢を断念せざるを得ないことになります。特に親元から離れて生活せざるを得ないという経済的なハンディを抱えた地方出身者にとっては深刻です。

司法制度改革の理念は、社会の幅広い層から多様な人材を養成することにあったはずです。

法曹への道は、貧富の差を問わず、広く門戸が開かれていなければなりません。

### ●権利の護り手としての法律家を育成するために

お金がないと法律家になれなくなり、庶民感覚からほど遠い人たちが司法の世界の多数を占めるようになったとき、私たちの暮らしや権利は護られるのでしょうか。

法律家の仕事は裁判だけではありません。

法律家、なかでも弁護士会は、無料法律相談や生活保護の同行申請、当番弁護士制度、再審請求事件、暴力団事務所明渡し運動、消費者問題事件など社会的弱者のための人権救済活動や市民に対するリーガルサービス、さらには法制度の改善・立法に向けた提言活動など（最近では、賃金業法改正や割賦販売法及び特商法の改正、ヤミ金規制法など弁護士会の立法活動によって抜本的改正や新法律が制定されました。）、公共的・公益的な活動を無償もしくは低廉な報酬で行ってきました。

しかし、これから多額の借金を抱えて実務生活をスタートさせざるを得ない若手の弁護士は、たとえ志はあっても、このような「金にならない」仕事に向き合う余裕がなくなってしまうのではないかでしょうか。

### ●有為な人材を社会で育てよう！

給費制度は、何も司法修習生だけにあるのではありません。医師の場合も、新卒医に2年間の臨床研修が義務づけられ、研修医に給与（研修機関に対して国庫補助金）が支払われています。

また、防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学、海上保安大学校、航空保安大学校の学生も、学費は無料で給与も支給されています。

## 有能力な若手を社会が給費で育てる。

それはコストではありません。社会全体の利益であり、社会的投資です。

貧しくとも努力次第で専門的職業に就ける。また、そのような才能を育てることによって、社会が活性化し、若者が将来に希望を持て、閉塞感が払拭できるのです。

司法修習生への給費制存続は、有為な人材を社会で育てるのか、それとも「個人のキャリアアップは自己責任」で切り捨てるのかという、社会の方向性をめぐる運動の一環でもあります。

日本の高等教育に対する公財政支出の対GDP比は先進国の中で最下位です。法律家などの専門的職業の養成に限らず、一般学生に対する給費制の奨学金の導入にもつながっていく課題です。

### ●弁護士会は、社会から期待される役割を見つめ直します。

弁護士会は、この取り組みを機に市民の声を受け止め、社会における自らの役割をもう一度見つめ直していきます。

市民から「敷居が高い」とか「金儲けばかりしているのでは」と思われていては、「給費制の存続」を叫んでも決して共感は得られません。

法律家の卵を公費で育てるという制度は、市民と法律家の信頼関係抜きには成り立ちません。

弁護士会は、国に給費制の存続を求める同時に、貧困問題や人権問題など弱い立場に立つ人の力となるような活動や、ひとりひとりの命が大切にされる社会の実現のための活動をさらに積極的に行っていくよう、その役割を見つめ直していきます。

# 各種法律相談のご紹介

2010.9.22現在

静岡県弁護士会では、各種の法律相談を行なっております。いずれの相談も予約制となっております。弁護士会各支部にお電話でご予約の上、お越し下さい。

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にて予約受付  
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付  
毎週金曜日 午後1時～4時



## 交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料  
■相談日時  
● 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間  
● 浜松支部 每週火・木曜日のみ午後1時～5時

## クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料  
■相談日時  
● 静岡支部 每週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～4時  
● 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時30分～5時  
● 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

債務整理着手金1件2万円から。費用は、分割払いも含め個々の弁護士に相談してください。過払い請求で実質負担がない場合もあります。

## 高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談、申込に応じ担当弁護士と協議し  
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

## 犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

### ■相談日時

- 静岡支部 每週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 //

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

### 静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

### 浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

### 沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848